

福知山市市民交流プラザふくちやま屋内壁面有料広告掲載に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福知山市有料広告要綱（平成25年4月1日施行。以下「要綱」という。）及び福知山市広告掲載基準（平成21年4月1日施行。以下「基準」という。）に準じて、福知山市市民交流プラザふくちやま屋内壁面への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告内容等の制限)

第2条 福知山市市民交流プラザふくちやま屋内壁面への有料広告は、要綱第3条及び基準第4条に定めるもののほか、福知山市市民交流プラザふくちやま屋内壁面への広告として適当でないと市が認めるものについては掲載しない。

(広告の掲載規格等)

第3条 広告の規格、掲載期間、作成の方法等は、市が別に定める。

(広告の掲載料)

第4条 広告の掲載料は、広告の媒体の種類、数量及び作成経費、広告の掲載位置、掲載期間及び規格並びに市場相場を勘案して市が別に定める。

(広告の募集)

第5条 市は、ホームページへの掲載等の方法により、広告を掲載希望する者（以下「掲載希望者」という。）を募集するものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 掲載希望者は、福知山市有料広告掲載申込書（要綱別記様式第1号。以下「申込書」という。）に掲載を希望する価格、希望する枠すべてに順位を記載し、必要な書類を添えて、指定された日までに市に提出するものとする。

(広告掲載の決定等)

第7条 市は、申込書の提出があったときは、第2条に規定する広告掲載の基準等に基づき審査し、当該広告掲載の可否を決定するものとする。ただし、広告掲載する広告の内容等について疑義が生じた場合は、要綱第10条に定める広告掲載審査委員会の意見を聴くものとする。

2 同一掲載枠に複数の応募があった場合は、広告掲載料の高額のものより決定する。同額のものがある場合は、要綱に規定する優先順位で選定し、同優先順位が2者以上の場合ときは、くじにより決定する。

3 市は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を福知山市有料広告掲載決定通知書（要綱別記様式第2号）又は福知山市有料広告非掲載決定通知書（要綱別記様式第3号）により当該掲載希望者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告掲載決定通知を受けた掲載希望者（以下「広告主」という。）は市の指

定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。ただし、市が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 既に納付された広告料掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰することができない理由により、広告掲載を取り消し、又は中止したときは、この限りでない。

3 前項の規定により還付する広告掲載料には、利息を付さない。

(広告主の責任等)

第9条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿、広告の作成経費等は、広告主の負担とする。

3 広告主の責めに帰すべき理由により広告掲載を中止したことに伴い、市に損害が発生した場合は、市は当該広告主に対して損害賠償請求をすることができる。

(広告掲載の取消し)

第10条 市は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、広告掲載を取消することができる。

(1) 本市の行政運営上支障があると認めたとき。

(2) 広告掲載料を納付しなかったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市が特に必要があると認めるとき。

(広告物の撤去等)

第11条 市は、広告主が倒産、解散等により消滅したときは、広告の削除を行うことができるものとする。

(協議)

第12条 この要領に定めのない事項について疑義が生じたときは、要綱及び基準によるほか、市と広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、広告の取り扱いに関し必要な事項は、市が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年9月2日から施行する。